

第80号議案

春日市立学校校舎校庭使用料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

春日市立小中学校の多目的教室に新たに空調設備を設置することに伴い、当該空調設備に係る使用料を定めることに関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市立学校校舎校庭使用料条例の一部を改正する条例

春日市立学校校舎校庭使用料条例(昭和54年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表備考中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 多目的教室の空調設備を使用する場合は、1に規定する使用料に空調使用料として1時間当たり370円を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市立学校校舎校庭使用料条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、施行日以後の春日市立学校校舎校庭の使用に係る使用料について適用し、施行日前の春日市立学校校舎校庭の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の春日市立学校校舎校庭の使用に係る使用料は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により徴収することができる。